

第2回林地台帳の整備に係る事務レベル検討会 議事概要

1. 日 時 平成28年7月26日 13時30分～15時30分
2. 場 所 三田共用会議所 第二特別会議室
3. 議 題 ・林地台帳整備マニュアルについて
・林地台帳の運用について
・その他
4. 出席者 別紙のとおり
5. 議事概要

議事次第に基づき事務局から説明し、意見交換を行った。主な意見は以下のとおり。

・林地台帳整備マニュアルについて

(北海道)

- 台帳記載事項について、前回の案から除外した事項を、地域の判断で追加することは可能か。
- 所有者の記載について、共有者の氏名を記載する別表様式を、整備マニュアルで示して欲しい。
- 地図の修正は都道府県と市町村で調整することとなっているが、市町村が行い、都道府県が協力するなど基本的な考えを明確に示して欲しい。
- 対応の方向性に記載された内容を含め、整備マニュアルと運用マニュアルを見れば必要な情報が得られるようにして欲しい。
- 台帳整備の進め方について、都道府県が作成する整備方針(案)の様式は任意として欲しい。
- 整備マニュアルに、運用に関する事項が記載されているが、運用マニュアルに記載すべきでは。
- 林地台帳のデータ仕様を、整備マニュアルに記載されている意図を確認したい。

(千葉県)

- 地図の修正について、5条森林の区域にかかる修正は都道府県が、その他地番関連は市町村が行う等の目安を示して欲しい。
- 開発業者による乱用を防ぐため、公表方法は閲覧のみとし、交付はしないようにして欲しい。
- 市町村の意向確認について、都道府県から市町村へのデータ提供を希望するか否かを、最初に確認することとすべき。
- データベースの形式を統一するメリットが不明。既存データを活用する都道府県や市町村にとって負担とならないようにして欲しい。
- 台帳余りエラー(台帳にあるが地図にない地番など)について、修正不可能な場合の扱いをどうするのか。

(宮崎県)

- 法務局登記データの取得に時間がかかるため、効率的に取得できる仕組みを検討してほしい。
- 台帳原案作成に係る国の補助は、システム整備だけではなくデータ整備も対象にして欲しい。
- 地図の精度について、地籍調査未実施箇所では求められる精度を具体的に示して欲しい。また、森林計画図と地番の整合性がとれない箇所の取扱いを示して欲しい。加えて、図面の突合作業等は、どこまでを都道府県が行い、市町村に引き渡すべきか、整備マニュアル等で示していただきたい。
- 地図の公表により、境界未確定箇所での伐採に係るトラブルを懸念している。
- 都道府県と市町村の役割分担について、現行の整備マニュアル(案)よりも明確に記載して欲しい。
- 都道府県から市町村への情報提供について、政省令で規定して欲しい。
- 台帳整備に係る経費について、標準歩掛を示して欲しい。

(飯田市)

- 記載事項は必要最低限で良いが、森林簿との連携など必要に応じて任意事項の追加も可とすべき。
- 地図の修正について、境界明確化事業の成果を地図に反映できるとよい。
- 林地台帳地図の原案について、整備マニュアルで図解して欲しい。

○全市町村に台帳作成義務があるため、現場が進んでいない都道府県や市町村の状況を斟酌した上で、国が台帳整備の最低到達点を示すべき。それにより、市町村はいつまでに何をすべきか気づくことができ、都道府県も市町村への支援方針を明確にすることが出来ると思う。

(長浜市)

- 所有者が転居した場合の台帳情報の修正については、本人から申出がなければ市町村(林務部局)では把握できないため、住所移転時の本人申出の仕組みが必要。
- 台帳地図原案作成時の資料収集について、市町村から森林組合に情報提供を依頼できる法的根拠等を整備マニュアルに明記して欲しい。
- 市町村内での情報利用について、整備マニュアル p.26 にある「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報利用について」の内容が難解なため、分かりやすく説明してほしい。

(真庭市)

- システム導入経費、導入後の維持管理費について国の支援をお願いしたい。
- 台帳地図原案作成について、都道府県から市町村への原案提供後は、都道府県による原案修正等を行わないという理解でよいか。また、整備方針の調整について、都道府県と市町村の考えが異なる(例えば、都道府県は全市町村でのGIS導入を、市町村は紙媒体での整備を指向する)場合等は、市町村の意向が優先されるのか。
- 法務局からの登記データ提供について、地目が山林及び保安林の登記情報は提供を受けられるが、地目が原野の情報は受けられないのか。

(岩手町)

- 公表は市町村の新規事務であるため、台帳整備・管理に係る負担増加について配慮して欲しい。
- 記載事項の面積欄について、筆界未定地の場合、所有者ごとの面積を市町村の判断で記載してよいか。また、現地確認不能地の扱いはどうするのか。
- 台帳原案の作成に必要な、林小班と地番の突合作業は時間がかかるため、年度内に都道府県から全ての市町村へ原案を提供するのは難しいと考えられる。原案提供が遅れると市町村の作業開始が遅れることを考慮し、公表義務化年度の延長を検討して欲しい。

(十津川村)

- 地図について、公表を前提とするならば、地籍調査が未実施の箇所の地番を図面に掲載するのは不可能ではないか。
- 台帳作成作業について、実際に作成作業をしてみないと具体的な問題点のイメージがわからない。
- 記載事項は多い方が良い。任意追加事項であっても、整備に係る経費は、国の支援対象となるのか。

(大豊町)

- 地籍調査の実施年月日の記載について、調査実施から登記完了まで、仮閲覧・本閲覧・国交省認証・登記申請等といった段階があり、数年間にわたるが、いつを実施年月日とするのか。
- 台帳地図作成について、GIS未整備の市町村が作成するのは難しいので、紙ベースでの整備であっても、都道府県が地番入りの林班図を元図として作成して欲しい。
- 林地台帳の対象森林について、官公造林地は対象となるのか。

(林野庁)

- 共有者については、登記情報等から把握可能な範囲で記載。共有者の掲載様式は別途示す予定。
- 5条森林の区域は都道府県が決めるものであることから、地図の修正が必要な場合は、その旨を市町村が都道府県に報告し、都道府県が修正の是非を判断(修正作業は都道府県と市町村が調整)。
- クラウド技術の活用等により都道府県と市町村が情報共有するためには、データ形式等が統一されている必要があるため、強制するものではないが、巻末に標準的な仕様を掲載している。
- 情報提供申請時の使用目的の記載は、提供の是非を判断するためではなく、申請者の使用目的の把握のために、申請書に記載することにしたと考えている。
- 通知発出は政省令の公布後の予定。簡易な林地台帳管理プログラム(案)は年内に示したい。
- 台帳整備後の登記情報の更新は、変更部分のみ提供を受けるなど、簡易な方法を検討したい。
- 財政支援については、H28年度は森林GIS整備への補助や、地方財政措置(台帳整備)が措置されているところである。来年度予算については概算要求に向けて検討中。

- 最低限行うべき台帳整備の内容について、整備マニュアルで分かりやすく示すようにしたい。
- 本日の意見を踏まえ所要の修正をした上で、9月下旬～10月上旬に協議の場で意見を聞いて、整備マニュアルを完成させたい。

・林地台帳の管理運営について

(北海道)

- 公表・閲覧について、資料1で「公表する情報の項目は限定をかけるため、閲覧にあたって制限をかけることは想定していません」と記載しながら、資料5では公表・情報提供時に本人確認・利用目的確認を求める記載としており、整合性がとれていないのでは。
- 地図の修正についても、所有者からの申出によるものとそれ以外の場合に分けて考え方を示して欲しい。
- 簡易な林地台帳管理プログラムについて、作成するか否かはいつ決まるのか。市町村でのGIS導入を進めたいと考えているが、このプログラムはGIS導入が難しい市町村へ配布するものなのか、公表まで短期間であるため全市町村で使用してほしいというものなのか。

(千葉県)

- 情報提供を受けられる者について、「経営計画の認定を受けている者」の確認方法、「経営の委託を受けている者」の対象範囲、本人確認時の身分証明書(顔写真の要否)等について整理が必要。また、提供情報の目的外使用の禁止や秘密保持等の徹底を厳格化してほしい。
- 情報更新頻度について、年1回更新が必要だと思いが、登記情報の収集に時間がかかるため、効率的に収集できるようにして欲しい。
- 情報管理について、クラウドでの管理が有効と考えるが、外部サーバーで情報管理する場合、県及び各市町村で個人情報保護審査会に諮るとなると時間を要する。優良事例やノウハウを提供して欲しい。

(宮崎県)

- 情報更新頻度について、市町村判断で2～3年に1回の更新でも許容されるか。
- 運用マニュアルについて、GIS非導入市町村における運用方法も記載いただきたい。

(飯田市)

- 公表・情報提供について、地図上で特定できない土地についてどのように扱うか。また、境界明確化実施箇所を林地台帳に附随して公表することは可能か。
- 情報修正・情報更新頻度について、森林簿更新時とするなど市町村等で自由に設定できないか。
- 情報提供について、情報提供を受けた者が第三者に情報を渡さないよう秘密保持の責任があることを、運用マニュアルに明記してほしい。

(長浜市)

- 公表について、交付とは台帳記載事項と地図の書面交付を想定しているのか。また、交付には公印を使用し、記載事項や地図の証明をするのか。
- 郵送による不在村者からの情報提供申請や修正申出も考慮した運用マニュアルとするのか。
- 情報提供を受けられる者について、隣接所有者には法定外公共物・里道・水路をはさんだ向かい側の所有者も含まれるのか。

(真庭市)

- 地籍図と森林計画図のズレが大きいと、短期間で全てを修正するのは難しい。

(岩手町)

- 地図の修正について、運用マニュアルで①地籍実施済②未実施などパターン別で示してほしい。

(十津川村)

- 情報修正について、地図上での地番の位置が不明であったり、地番図と森林計画図が整合しない場合がある中、市町村が責任を持って修正申出の受理や市町村判断による修正を行うのは、心配が大きい。地図を試験的に作成してみなければ、修正すべき箇所のイメージがわからない。

(大豊町)

○公表について、書面交付は書面申請や上司の決裁が必要であり手続きの長時間化を招く。公表は「閲覧させることが出来る」程度とし、担当者判断で行える閲覧のみとするのがよい。

・その他

(岩手町)

○財政的支援について、台帳整備はこれから本格化するため、来年度以降も財政支援を行って欲しい。

(林野庁)

○公表方法(使用目的の確認、電子データでの公表、交付の有無等)について、引き続き検討していきたい。具体的な台帳情報の修正事務等についても検討していきたい。

○情報提供を受けられる者は、本人、隣接所有者、施業集約化を行う者、都道府県とする考え。施業集約化を行う者は、森林経営計画の認定を受けているなど確実に施業集約化できる者として。

○台帳情報管理については、紙よりは電子(可能な限りGIS)で行っていただきたいと考えている。簡易な林地台帳管理プログラムは、GIS整備が困難な市町村による利用を想定して配布する考え。

○運用マニュアル(案)については、市町村の事務を考慮の上、検討していきたい。

○地財措置については、来年・再来年の継続や、普通交付税の算定方法について総務省と調整中。

○人的支援については、林業技士・技術士・行政OB等による市町村林務支援ができるか検討中。

別紙

北海道	水産林務部林務局森林計画課
千葉県	農林水産部森林課
宮崎県	環境森林部森林経営課 森林計画担当
飯田市	産業経済部林務課
長浜市	産業観光部森林整備課
真庭市	産業観光部林業・バイオマス産業課
岩手町	農林環境課
十津川村	農林課
大豊町	プロジェクト推進室
林野庁	森林整備部計画課